

行政ほっかいどう '89.7



「陳去り新来る」空知支部本会理事 南 忠 一

目 次

第2次日向寺執行部、体制固る…………… 2	◦住民票等請求取扱方法の変更について …… 8
「にせ行政書士排除、許認可手続 相談広報月間」…………… 4	◦登録手数料の改正…………… 8
<業務資料>	◦事務所等の変更登録…………… 10
建設業許可後の変更届出等について…………… 4	◦補助者届出の励行を…………… 10
<ひろば> 寄稿	◦平成元年度行政書士試験実施要領…………… 10
わたしの労務管理(上)	◦お詫び…………… 11
札幌支部長 佐藤良雄… 7	支部のうごき…………… 11
<お知らせ>	本会の主要行事…………… 12
	編集後記…………… 14

北海道行政書士会

第 2 次日向寺執行部、体制固る

本年度の定時総会で改選された役員、綱紀委員の職務の分担及び行政書士登録調査委員、会報編集委員、車庫証明対策特別委員会委員の人選が、去る 5 月 26 日に開催した定時総会後第 1 回の理事会において、次のとおり決定されました。

役 員

役 職 名	分 掌 等	氏 名
会 長		日 向 寺 正 幸 (日 高)
副 会 長	会長代行第 1 順位 総務部	日 後 平 邦 彰 (札 幌)
〃	会長代行第 2 順位 経理部・監察部	五 十 嵐 一 寿 (〃)
〃	会長代行第 3 順位 企画部・業研部	米 倉 部 力 博 (十 勝)
常任理事	総 務 部 長	阿 部 間 秋 男 (札 幌)
〃	経 理 部 長	阿 本 坂 下 川 宏 光 (苫小牧)
〃	企 画 部 長	坂 中 川 宏 尊 (十 勝)
〃	業 務 研 修 部 長	中 佐 木 英 熙 (札 幌)
〃	監 察 部 長	佐 橋 本 藤 壽 (網 走)
理 事	総 務 部 担 当	橋 齋 河 加 本 藤 龍 一 (留 萌)
〃	〃	齋 河 加 本 藤 龍 三 郎 (室 蘭)
〃	〃	河 加 本 藤 博 一 (苫小牧)
〃	〃	加 本 藤 博 (函 館)
〃	経 理 部 担 当	本 川 南 原 安 角 藤 田 幸 男 (札 幌)
〃	〃	川 南 原 安 角 藤 田 幸 英 慈 (旭 川)
〃	企 画 部 担 当	南 原 安 角 藤 田 隆 俊 一 (空 知)
〃	〃	原 安 角 藤 田 隆 俊 建 (函 館)
〃	〃	安 角 藤 田 隆 俊 一 (札 幌)
〃	業 務 研 修 部 担 当	角 佐 柴 中 大 高 豊 野 石 藤 田 藤 田 良 隆 一 (網 走)
〃	〃	佐 柴 中 大 高 豊 野 石 藤 田 藤 田 良 隆 一 (旭 川)
〃	〃	柴 中 大 高 豊 野 石 藤 田 藤 田 政 道 夫 (室 蘭)
〃	監 察 部 担 当	中 大 高 豊 野 石 藤 田 藤 田 政 道 信 (小 樽)
〃	〃	大 高 豊 野 石 藤 田 藤 田 政 道 清 (釧 路)
〃	〃	高 豊 野 石 藤 田 藤 田 富 士 雄 (旭 川)
監 事	〃	豊 野 石 藤 田 藤 田 富 春 房 市 (十 勝)
〃	〃	野 石 藤 田 藤 田 富 春 房 市 (小 樽)
〃	〃	石 藤 田 藤 田 富 春 房 市 治 郎 (網 走)

綱 紀 委 員

職 名	氏 名
委員長	宇野雄一郎 (札幌)
委員 委員長代行第1順位	倉盛 (札幌)
委員 委員長代行第2順位	豊島昭二郎 (空知)
委員	久保田仁 (札幌)
委員	長谷川卓蔵 (函館)
委員	高橋武次 (旭川)
委員	上出仁郎 (十勝)

行政書士登録調査委員会委員

職 名	氏 名
委員長	高上松勇 (札幌)
委員 委員長代行	小田保雄 (札幌)
委員	野清美 (札幌)

会 報 編 集 委 員

職 名	氏 名
委員	安藤壽建 (札幌)
委員	森滝一雄 (札幌)
委員	沢俊行 (札幌)
委員	大森一竝 (札幌)

車庫証明対策特別委員会委員

職 名	氏 名
委員長	五十嵐一寿 (札幌)
副委員長	米倉博 (十勝)
委員	葛西彰 (札幌)
委員	早坂弘 (札幌)
委員	長澤次男 (函館)
委員	江口茂 (旭川)
委員	斉藤英雄 (十勝)

平成元年度「にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間」の実施について

監 察 部

長い間「監察強調月間」と言う標題で続けて来たこの名称も平成元年度を期して下記のように改めることになりました。地域住民から親しまれ信頼される行政書士となるため、今年もこの運動を皆で成功させましょう。

実 施 要 綱

1. 目 的

行政書士制度に関する広報を積極的に推進し、行政書士の社会性を強調して地域住民の理解と信頼を得ることを通して行政書士制度の普及徹底を図る。

2. 実施期間

平成元年8月1日から9月30日までの2ヵ月間とする。

3. 重点目標

- (1) 建設業関係
- (2) 農地法関係
- (3) 交通運輸関係
- (4) 風俗、食品衛生関係

4. 運動の実施要領

- (1) 会員の監察意識の高揚をはかり、この運動の趣旨の徹底及び会員相互に違反情報の収集に努め、あわせて行政書士の品位の向上をはかる。

- (2) 監察活動の強化

この運動の重点目標である建設、農地、交通運輸並びに風俗、食品衛生について監察部員はもとより全会員一体となって、監察活動を強化する。

- (3) 非行政書士行為等監察対象事案、報告の励行

監察事案の情報を入手したときは、可能な限り具体的事実を調査し、事案によっては本会監察部長又は、担当部員と協議し、昭和61年7月15日付北行第99号「監察事案の報告方について」による報告書又は、行政書士必携78Pに掲げる様式により報告

書を提出する。

- (4) 事案の措置

本運動による支部からの報告、あるいは認知された違反事案については、監察部会において検討し、事案によって指導し、又は、綱紀委員会の調査審議等を経て警告、注意、告発等相当の措置を講ずるものとする。

- (5) 留意事項

本運動による違反情報及び証拠資料の収集並びに、官公署の窓口での受付閲覧の要請その他調査活動等は、あくまでも任意的に官公署の了承・承諾のもとに行い、いやしくも行き過ぎ、あるいは、紛争などを起こすことのないよう慎重に行うものとする。

- (6) 北海道、市町村並びに関係団体に対する協力要請

北海道並びに市町村に対しては、本会から道を通じて協力を要請するが、各支部においても地域内官公署に対し協力方要請をするものとする。

また、関係諸団体及び各士業団体に対しても同様とする。

- (7) 広報活動の徹底

広報活動の重要性にかんがみ、対外広報助成事業費等を活用し、支部の実態にそくした広報活動を実施すること。

ポスター等による広報

行政書士制度をはじめ、本運動の趣旨の徹底をはかるため、ポスター等を関係官公署、諸団体及び会員に配付する。

業 務 資 料

建設業許可後の変更届出等について

業 務 研 修 部

建設業の許可関係業務については、一昨年以來数次にわたる法令等の改正に伴い、いよいよ専門化してきています。特に、この業務は許可申請のみで終るものではなく、変更、決算、経審、指名願、更新と一連の業務であることから、常に細心の注意が必要とされており、電算化に伴いその重要性が高まってきております。

この度、北海道土木部管理課建設業審査係では、これらを踏えて、別表のとおりの変更時における諸届等の一覧表を作成し、関係者の指導に努めておりますので、参考にして下さい。

建設業における許可後の変更届出等について

変更届出事項	関連変更事項		関連変更のため同時に提出する変更届出書様式番号	変更後の電算入力票			備 考	
	変更前の状態	変更後の状態		専任技術者一覧入力票	主任技術者一覧入力票	許可申請書入力票		
営業所の新設	主任技術者	専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2				
	社内専任技術者	専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2				
営業所の廃止	専任技術者	退社(辞職)等	様式第 2 2 号の 4	報告NO. 0 4				
		残 留	主任技術者	不 要	※報告NO. 0 5	※報告NO. 0 3		
			社内の専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2			業種の兼務に注意
営業所の業種追加	主任技術者	専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2				
	社内専任技術者	専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2			業種の兼務に注意	
営業所の業種廃止	専任技術者	退社(辞職)等	様式第 2 2 号の 4	報告NO. 0 4				
		残 留	主任技術者	不 要	※報告NO. 0 5	※報告NO. 0 3		
			社内の専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2			業種の兼務に注意
経営業務管理責任者	経管責任者	他の経管責任者に代わる	様式第 7 号			報告NO. 0 1		
専任技術者	専任技術者	他の専任技術者に代わる	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2			実務経験者はNO. 0 4	
		残 留	主任技術者	不 要	※報告NO. 0 5	※報告NO. 0 3		実務経験者はNO. 0 4
			社内の専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2			業種の兼務に注意
		退社(辞職)	残留の専任技術者がいない	様式第 2 2 号の 5			許可抹消入力票	全部廃業
主任技術者	主任技術者	退社(辞職)等	様式第 2 2 号の 3			報告NO. 0 4		
		専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2				
一部廃業届	専任技術者	退社(辞職)等	様式第 2 2 号の 3	報告NO. 0 4				
		残 留	主任技術者	不 要	※報告NO. 0 5	※報告NO. 0 3		実務経験者はNO. 0 4
			社内の専任技術者	様式第 8 号 (2)	報告NO. 0 2			業種の兼務に注意
全部廃業届			様式第 2 2 号の 4			許可抹消入力票		

※①各電算入力票関係は、昭和62年4月1日以降に全入力されていることが基本である。特に、報告NO. 0 5で処理する場合は、既に報告NO. 0 3で入力済であることが条件となる。

②変更後の専任技術者が他の業種を兼務する場合(兼務を解く場合も含む)は、変更後の状態の専任技術者が担当する業種を全て記載すること。専任技術者一覧入力票も同様である。

③全入力後、変更等で入力する際は該当する技術者等のデータ(兼務に注意)のみでよい。

④変更届出書様式名 様式第7号……経営管理責任者証明書 様式第8号(2)……専任技術者証明書(変更・削除)

様式第22号の3……主任技術者の変更届出書(変更・追加・削除) 様式第22号の4……届出書 様式第22号の5……廃業届

専任技術者証明書（変更・追加）の作成具体例

業務欄

1 許可を受けている建設業について現在の専任技術者に代えて、新たな者を専任技術者とする場合

現在の 専任技術者	新たな 専任技術者	提出する変更届 の様 式	項番 26	項番29 に記載する 技術者氏名	項番32 に記載する 技術者氏名	電 算 入 力 票			摘 要
						専任技術者入力票 (報告NO.)		主任技術者入力票 (報告NO.)	
A	B	様式第 8号(2)	1	B	A	B…02	A…04 or 05	A…03 (現入力票で未入力の場合)	
A	B	様式第 8号(2)	1	B	A	B…02	A…02, 04 or 05	A…03 (現入力票で未入力の場合)	Bの兼務に注意
		様式第 8号(2)	1	C	A	C…02	A…02, 04 or 05	A…03 (現入力票で未入力の場合)	C #
A B	C	様式第 8号(2)	1	C	AとB	C…02	A or B…05	A or B…03 (現入力票で未入力の場合)	C #
		A or B が退社した場合…届出書の提出は不要					A or B…04		

2 許可を受けている建設業について現在の専任技術者に加えて、新たな者を専任技術者とする場合…営業所の新設

現在の 専任技術者	新たな 専任技術者	提出する変更届 の様 式	項番 26	項番29 に記載する 技術者氏名	項番32 に記載する 技術者氏名	電 算 入 力 票			摘 要
						専任技術者入力票 (報告NO.)		主任技術者入力票 (報告NO.)	
—	A	様式第 8号(2)	2	A	—	A…02 (本社以外の営業所名欄)			

3 婚姻等により姓又は名が変わった場合

現在の 専任技術者	新たな 専任技術者	提出する変更届 の様 式	項番 26	項番29 に記載する 技術者氏名	項番32 に記載する 技術者氏名	電 算 入 力 票			摘 要
						専任技術者入力票 (報告NO.)		主任技術者入力票 (報告NO.)	
A	—	様式第 8号(2)	1	A(新姓)	A(旧姓)	Aの新姓…02	Aの旧姓…04		

4 許可を受けている建設業について現在の専任技術者の有資格区分(免許、実務経験等)が変わった場合

現在の 専任技術者	新たな 専任技術者	提出する変更届 の様 式	項番 26	項番29 に記載する 技術者氏名	項番32 に記載する 技術者氏名	電 算 入 力 票			摘 要
						専任技術者入力票 (報告NO.)		主任技術者入力票 (報告NO.)	
A	—	様式第 8号(2)	1	A	A	A…02 (免許、兼務の業種全て)			兼務に注意

5 許可を受けている建設業について現在の専任技術者の担当業種に変更があった場合

現在の 専任技術者	新たな 専任技術者	提出する変更届 の様 式	項番 26	項番29 に記載する 技術者氏名	項番32 に記載する 技術者氏名	電 算 入 力 票			摘 要
						専任技術者入力票 (報告NO.)		主任技術者入力票 (報告NO.)	
A	A	様式第 8号(2)	1	A	A	A…02			Aの兼務に注意
	B	様式第 8号(2)	1	B	A	B…02			B #
A B	A	様式第 8号(2)	1	A	A	A…02			A #
		Bが退社した場合…届出書の提出は不要					B…04		

— 寄 稿 —

わたしの労務管理（上）

札幌支部長 佐藤良雄

“職能給の評定は、一般社員の手で”

中小企業における従業員の賃金の決定は、大変難しい問題である。まず自社にあった賃金体系を持つこと、そして企業の支払能力に見合った賃金を支給すること——この二点が重要なポイントと考える。二回に分けて私の持論を述べて参考に供したい。今回は賃金を決める際に考慮しなければならない賃金体系の確立を取り上げる。

賃金体系には、能力給、職能給、職務給、年功給等、色々あるが、ここでは職能給について述べてみたい。この職能給制を適正に運用しようとするれば、課業分析による具体的な職能等級表の作成とか、評定者の訓練等が必要となり、これらを確実に備えることもさることながら、維持継続していくことが非常にメンドウであるという難問題が存在する。

中小企業の幹部社員は、営業の最前線に立っているわけであるので、どうしても人事管理がおろそかになりがちである。とくに評定作業は細かく時間を要するもので、いつのまにか評定がいい加減なものになり、等級と号俸が年を追うごとに増えていくだけの年功給になってしまうおそれが強い。つまり、制度としては適正な職能給制を採用している会社でも、適正に運用している中小企業は、非常に少ないといえる。

そこで、この問題を解決するために、この評定作業を一般社員に譲ってしまうのが“妙手”である。方法としては、中堅クラス的一般社員が、小人数でグループを結成し、このグループが職能給制の審査、評定

を行うというもの。このグループの人数は4～5人とし、任期は1年か2年程度に設定する。つまり、グループを組むことにより、評定における主観の介入を排除し、任期を設けることにより馴れ合いをなくすることが狙いである。

このように、一般社員を評定者にするので、各々の仕事の能力を把握することができ、自己管理も向上していく。当然、社員同士の公開考課になることから、会社全体の賃金に対する意識も高まり、仕事に対する目標をじかに感じることができるようになる。

そして、こういった評定を上司にフィードバックすることにより、上司はリーダーシップを発揮し、部下の能力向上に専念することが可能になる。ただし、これは一般社員が評定するわけであるので、決定は上級管理者がするべきであり、その際、管理者と評定者との十分な意見の交換、調整が必要となる。

この方法は、上司の評定業務を少しでも削減しようとするための一つの方法であるから、完璧なものとはいえないかもしれないが、せっかく作りあげた職能給制を年功制にしないためにも、このような策を講じるべきであろう。

この方法で運用し始めたのも、つい最近のことで、これから出てくるかもしれない諸問題を、労使で話し合いながら改善していくことも、一つの人事管理といえる。

〈次号につづく〉

—住民票等請求取扱方法 の変更について—

札幌市役所から

札幌市では、市民のプライバシーを守るため、住民票の写しの発行の取扱いを本年7月17日から下記に基づき一部変更しました。

記

1. 「住民票の写し」の謄写省略事項について

住民票の写しの交付請求があったときは、特別の請求がない限り、「世帯主の氏名」、「世帯主との続柄」、「戸籍の表示（本籍・筆頭者）」及び「変更事項記載欄の全部又は一部」の記載を省略した写しを交付いたします。

続柄や戸籍の表示等が必要な場合は、利用目的を申し出いただき、表示の必要な項目を交付請求書に明記していただく

こととなります。注）記載例は9ページに掲載。

2. 「住民票の写し」の電話予約の廃止について

本庁舎2階窓口課で行っている住民票の写しの電話による申込み（予約）は、住民票の漢字オンライン化により、廃止しました。

なお、印鑑証明書、戸籍謄抄本および平成元年7月16日以前の除かれた住民票についての電話予約は、従来どおり受け付けています。

また、電話予約できるものの申込件数については、1事務所3件までで従来と同じ取扱いですので、念のため申し添えます。

登録手数料等の改正

—総務部—

日本行政書士会連合会会則の一部が改正され、平成元年7月1日から、下記のとおり登録手数料等が改定されたので、お知らせいたします。

記

1. 変更される手数料

(1) 登録手数料

新 22,000 円（旧 18,000 円）

(2) 登録事項の変更手数料

新 3,000 円（旧 2,000 円）

(3) 法令等の改定

従いまして、行政書士法令・会則・

規程集44ページの「第47条の(1)登録18,000円」を「22,000円」に「同条(2)登録事項の変更2,000円」を「3,000円」に、また126ページの「3の手数料、申請1回につき2,000円」を「3,000円」に、それぞれお手数でも訂正願います。

(4) その他の登録事項に係る手数料については、改定はありません。

2. 適用期日

平成元年7月1日



戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書
住 民 票 の 写 し

長 様

平 成 年 月 日

請 求 の 種 別	戸 籍 ・ 除 籍 ・ 原 戸 籍 謄 本 ・ 抄 本 住 民 票 ・ 除 票 ・ 戸 籍 の 附 票 の 写 し 住 民 基 本 台 帳 の 閲 覧	通
本 籍 ・ 住 所		
筆 頭 者 の 氏 名 世 帯 主 の 氏 名		
請 求 に 係 る 者 の 氏 名 ・ 範 囲		
住 基 法 12 条 3 項 に よ る 特 別 の 請 求 事 項	(例) 住 民 基 本 台 帳 法 第 7 条 4 号、5 号 及 び 9 号 か ら 13 号	
使 用 目 的 ・ 提 出 先		
請 求 者 事 務 所 所 在 地 資 格 名 氏	北 海 道 行 政 書 士 会 所 属 行 政 書 士 職 印	
登 録 (会 員) 番 号 及 び 電 話 番 号	登 録 (会 員) 番 号 号	電 話 () - 番
使 者 住 所 氏 名	請 求 者 と の 関 係 (補 助 者) ㊟	

日 本 行 政 書 士 会 連 合 会 統 一 用 紙

。なお、関連する条文は「戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書」の裏表紙に記載
がありますので、参照して下さい。

事務所等の変更登録

—総務部—

本年9月を目途に、3年振りで会員名簿を作成、配布することになりました。

従いまして、事務所等を変更しても変更登録のされていない会員の方は、速やかに所定の変更手続きをして下さい。

特に、現在登録されている事務所に書類等を郵送しても、受取人不明で返送されるケースが見受けられます。これらについては、変更された事務所が明らかになるまで、即ち変更手続き完了まで、関係書類等の送付を中止させていただきます。

補助者届出の励行を!

—総務部—

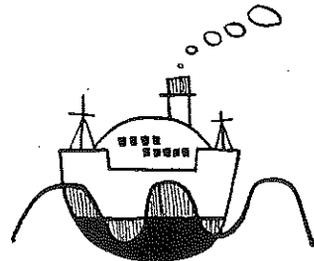
行政書士が、補助者を採用したり、解職したときは、会則第84条の規定によって14日以内に所属支部を経由して届けなければなりません。現在相当遅延が目立ちますので、速やかに手続きをお願いします。

様式は、「行政書士法令・会則・規程集」73ページを参照して下さい。

平成元年度行政書士試験実施要領

—総務部—

1. 試験期日 平成元年10月22日(日)午後0時30分から
2. 受験場 ○札幌市(北海道札幌工業高等学校、札幌市北区北20条西13丁目)
○函館市(北海道渡島支庁会議室、函館市五稜郭町26番8号)
○旭川市(旭川勤労者福祉会館会議室、旭川市6条通4丁目)
○釧路市(北海道教育大学釧路分校、釧路市城山1丁目15番55号)
3. 受付期日 平成元年9月1日(金)から9月20日(水)まで。
4. 提出先 北海道企画振興部地域振興室市町村課(〒060 札幌市中央区北3条西6丁目)



— お 詫 び —

「専門的業務取扱者名簿

異動状況について」の訂正について

— 業務研修部 —

このことについて、5月22日付北行第89号（会報第172号元年、5、25発行と同号発送）をもってご通知申上げましたが、次の方については事務上の手違いから電話番号の変更は誤りでしたので、慎しんでお詫び申し上げるとともに通知前の下記のとおりでありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

記

現 行 名 簿 記 載 事 項

ページ		ページ	
1	◇建設業法関係 ・No.13 札幌支部 1,489 米田 正 電話番号(011)751-9885	66	◇会計及び決算報告関係 ・No.6 札幌支部 1,489 米田 正 電話番号(011)751-9885
35	◇商法(株式会社)関係 ・No.12 札幌支部 1,489 米田 正 電話番号(011)751-9885	70	◇支部別専門的業務取扱者一覧表関係 ・1,489 札幌支部 米田 正 電話番号(011)751-9885

＝ 支 部 の う ご き ＝

支 部 研 修 会 開 催 状 況

注：() は通知人員

支部	月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
小樽	6/24	(株)ロアール会議室	新入会員の心得他	支部業務研修部長 橋本 栄	1	新入会 員研修
留萌	5/28	消費生活センター	改正報酬額の運用	支 部 長 捻金 昭二	9	一 般

＝ 本会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
¹ 5 / 25	第 2 回 正 副 会 長 会	10 : 30 ~ 17 : 00	北海道行政書士会会議室
" " / 26	第 2 回 理 事 会	10 : 00 ~ 15 : 00	ホテルニューフロンティア
" " / "	第 1 回 総 務 部 会	11 : 00 ~ 14 : 00	"
" " / "	第 1 回 経 理 部 会	11 : 00 ~ 14 : 00	"
" " / "	第 1 回 企 画 部 会	11 : 00 ~ 14 : 00	"
" " / "	第 1 回 業 務 研 修 部 会	11 : 00 ~ 14 : 00	"
" " / "	第 1 回 監 察 部 会	11 : 00 ~ 14 : 00	"
" " / "	第 1 回 監 事 会 議	13 : 00 ~ 14 : 00	"
" " / "	第 1 回 綱 紀 委 員 会	13 : 00 ~ 14 : 00	"
" " / "	第 1 回 役 員 ・ 綱 紀 委 員 合 同 会 議	15 : 00 ~ 16 : 30	"
" 6 / 20	第 2 回 業 務 研 修 部 会	13 : 00 ~ 17 : 00	北海道行政書士会会議室
" " / 22	第 2 回 企 画 部 会	13 : 00 ~ 14 : 30	"
" " / "	第 1 回 企 画 部 会 ・ 会 報 編 集 委 員 合 同 会 議	14 : 30 ~ 17 : 00	"
" " / 23	第 2 回 経 理 部 会	13 : 00 ~ 16 : 30	"
" " / 29	第 1 回 車 庫 証 明 対 策 特 別 委 員 会	10 : 00 ~ 17 : 00	"
" " / 30	第 2 回 総 務 部 会	13 : 00 ~ 16 : 00	大通公園ホテル
" " / "	第 2 回 綱 紀 委 員 会	13 : 00 ~ 16 : 00	"
" " / "	行政書士登録調査委員会	15 : 00 ~ 16 : 00	北海道行政書士会会議室
" " / "	総務部役員・綱紀委員・行政書士登録 調査委員合同会議	16 : 00 ~ 19 : 00	大通公園ホテル
" 7 / 5	第 2 回 監 察 部 会	13 : 00 ~ 17 : 00	北海道行政書士会会議室
" 7 / 7	第 1 回 専 門 の 業 務 取 扱 者 世 話 人 会 議	10 : 00 ~ 17 : 00	ホテルニューフロンティア

法改正の早期実現を要望

——平成元年度政連北海道支部定期大会開く——

日政連北海道支部

5月20日、平成元年度定期大会は、全道各分会代議員及び支部執行部役員が一堂に集い、会議次第に基づいて開催された。

記

日時 平成元年5月20日

3時45～4時20分

会場 札幌市中央区南12条西1丁目

ホテル・アカシヤ

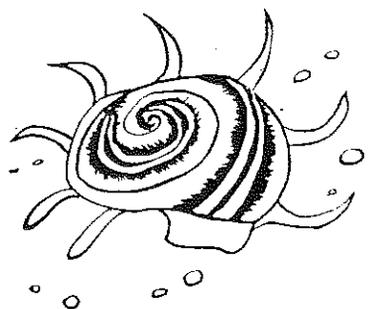
出席者 全道14分会代議員32名、支部長他役員24名、計56名。

議事 第1号議案昭和63年度事業報告について、第2号議案昭和63年度会計収支決算（監査報告）、第3号議案平成元年度運動方針案、第4号議案平成元年度会計収支予算案について提案どおり可決された。

なお、要望として、法改正の関連で代理権については実現可能性のある方法で早急に、また、消費税の実施によって関与していた税務関係の一部の業務がなくなったが、今後法改正の動きあるいは新法の出来るような時は業務が減らないよう積極的に取組むように要望があった。

第5号議案役員改選については執行部に一任されて現在の支部長他役員を再任発表し、満場拍手で改選

を終え、日向寺支部長が役員を代表して、今後一層の協力方のあいさつを行って大会を閉じた。



編 集 後 記

- ◆ 夏本番、水銀柱もうなぎのぼり——この暑さの中で、今日も頑張っている会員の皆さんに「行政ほっかいどう」の7月号をお届けします。
- ◆ 今回は、先の定時総会で選ばれた役員と、その後の会議で決まった各部、各委員会のメンバーを紹介したほか、佐藤札幌支部長から寄せられた「わたしの労務管理」などを掲載しました。
- ◆ 会報は、本会と会員、会員と会員を結ぶ掛け橋——編集委員会では会員の“声”を反映した紙面作りを考えています。皆様のご意見、ご要望をお寄せ下さい。
- ◆ では、また、次号の紙面でお会いしましょう。

会費納入についてのお願い

平成元年度第2期分（7月～9月）の会費納期限は7月末日となっております。納期限内に納入されますようお願いいたします。

なお、納期限を気にすることのない、郵便貯金からの自動払込みを採用しておりますので是非利用してください。本会に通帳の記号・番号を連絡いただきますと「自動払込利用申込書」を送付いたします。

- ・ 行政書士の記名押印を励行しよう
- ・ 行政書士ネームプレートを着用しよう

年計報告未提出の方は早く出してください!!

'89. 7 第173号

1989年7月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階
TEL 代表(011) 221-1221
郵便番号 060
取引銀行 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 小樽 3-8224番